

「相続手続」でお困りのお客様へ

「時間がない」「手続きが面倒」「手続きがわからない」など、相続についての様々な悩みを専門家が解決します。

高島屋グループの関連会社
ほがらか信託(株)の遺産整理業務

相続の開始(被相続人のご逝去により開始されます)

タイム
スケジュール

財産に関する手続き 財産以外に関する諸手続き

1
相続に関する事前のご相談
*相続人確定の為に戸籍謄本等の書類を収集



遺言書の有無を確認
法定相続人の確定

ご逝去後7日以内に
市町村死亡届提出

2
遺産整理業務に関する委任契約の締結
*相続人の皆様とほがらか信託(株)との間で締結

遺言書あり
自筆遺言書は検認

遺言書なし

各種手続(例)
*生命保険等の請求
*遺族年金・寡婦年金等の請求
*クレジットカード等の退会
*年金受給の停止
*公共料金などの契約者変更



香典返し

3
遺産の調査・財産目録の作成・交付
*遺産や債務を調査
*預貯金の通帳・証書、有価証券、
登記識別情報等お預かり
*相続財産目録を作成し、相続人の皆様に交付



相続財産の確定
相続の承認・放棄

3か月
以内

4
遺産分割協議書作成のお手伝い

遺産分割協議

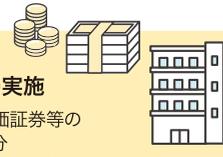
準確定申告
所得税納付

4か月
以内

5
相続税等の納税に関するアドバイス
*税理士が行います
(別途税理士費用がかかります)

相続財産の分割手続き
*不動産の相続登記の実施
*預貯金や有価証券等の名義変更

6
遺産分割手続きの実施
*不動産、預貯金、有価証券等の
名義変更や換金処分
*不動産の相続登記は司法書士に依頼します
(別途司法書士費用がかかります)



遺言書に基づく
分割

遺産分割協議書に
基づく分割

相続税の申告・納付

10か月
以内

7
遺産整理業務終了のご報告
*終了報告書を相続人の皆様に交付

相続の終了

ご注意

①のご相談から⑦の遺産整理業務終了までは、最低でも6か月程度要します。相続税の申告期限は、被相続人のご逝去より10か月です。タイムスケジュールによっては、お引受けできない場合がございます。詳しくは裏面に記載の当社の専門係員までお問い合わせください。

「遺産整理のご支援」に関する費用について

基本

基本料金 **49.5万円～**
簡易ポートフォリオ診断 **11万円**
合計 60.5万円～

規定の相続財産評価額(消極財産控除前)に、
区分に応じた料率を乗じて算出される
合計額が49.5万円に満たない場合は **49.5万円** とします。

相続財産評価額(消極財産控除前)の 区分に応じた料率

1億円以下の部分	0.990%
1億円超～3億円以下の部分	0.418%
3億円超～5億円以下の部分	0.187%
5億円超～10億円以下の部分	0.121%
10億円超の部分	0.066%

その他の諸経費として別途見込まれる費用



- 戸籍謄本等の収集取得費用
- 税務計算・税務申告等にかかる税理士報酬
- 不動産登記に係る登録免許税および司法書士報酬
- その他通常想定を超えるサービスの提供

オプションサービス



- 弁護士面談
- 事業承継、次世代への承継を提案した二次相続以降のタックスプランニング
- 税理士、司法書士など専門家とのTV電話サービス

ご案内

高島屋ファイナンシャル・パートナーズ(株)は業務取扱店として、高島屋グループの関連会社である「ほがらか信託(株)」とともに、お客様の遺産整理に係るお悩みやご心配を解決します。

費用のお支払いは指定の金融機関の口座へ現金での振込となります。まずは、当社の専門係員までお気軽にご相談ください。
※価格は消費税を含む総額表示です。

ご相談の
ご予約は
こちらから



ご連絡先

日本橋高島屋S.C. 本館8階 タカシマヤ ファイナンシャル カウンター / 直通TEL (03)3246-4801
大阪高島屋 7階 タカシマヤ ファイナンシャル カウンター / 直通TEL (06)6631-1604
横浜高島屋 7階 タカシマヤ ファイナンシャル カウンター / 直通TEL (045)313-7257

《業務取扱店》高島屋ファイナンシャル・パートナーズ(株)

 **FINANCIAL PARTNERS**

(ほがらか信託(株) 業務取扱店)